

令和6年度 南区ふれあい助成金（トモニー助成金）について

令和6年度より次のとおり、市内統一でⅡ.障害児者支援区分(1)障害児者支援活動・当事者活動の回数・人数要件および助成上限金額が変更となります。

Ⅱ.障害児者支援区分

1)障害児者支援活動・当事者活動

【対象事業】当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業が対象。

①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的等の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会

<変更前>

回数	年36回以上(月3回程度)		年20回以上 (月2回程度)	年10回以上 (月1回程度)	年1~9回	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
人数	1回20名以上	1回10名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	200,000	150,000	100,000	60,000	40,000	40,000



<変更後>

回数	年48回以上 (月4回程度)	年36回以上 (月3回程度)	年20回以上 (月2回程度)	年10回以上 (月1回程度)	年6~9回	新規立上げ (年度内に3ヶ月以上活動必要)
人数	1回10名以上	1回10名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	300,000	180,000	120,000	80,000	50,000	40,000

※年1回~5回の実施回数で1回5名以上の活動は、Ⅲ.福祉のまちづくり区分⑭に追加しました。

Ⅲ.福祉のまちづくり区分

⑭『要援護者支援区分』および『障害児者支援区分』の対象事業の助成要件に満たない活動

回数	年6回以上	年1~5回
人数	1回5名以上	1回5名以上
助成 上限額	40,000	30,000

裏面も必ずご確認ください

■令和5年度 助成金報告についてのお願い

令和5年度から新型コロナウイルスの影響による特例対応は終了しています。
以下内容をご確認の上、当年度のご報告をお願いいたします。



①助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は原則返還対象となります。コロナ禍の中で行える活動や新しい生活様式を取り入れた活動について実現可能な範囲での申請をお願いいたします。

②年度内に助成条件が満たせず、実績報告の際に「自主財源が20%以下」、「前年度繰越金が25%以上」になった場合は、従来の返還の考え方に沿って、返還を求めます。

③申請事業の活動がコロナ禍において継続できなくなった場合、活動の目的や趣旨に変更のない範囲で、区分内での変更は可能ですが、必ず事前にご相談ください。活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲内での活動をお願いいたします。

【再掲:令和5年度 南区ふれあい助成金(トモニー助成金)について】

■WEBを活用した助成金申請受付の段階的な移行について(予告)

南区としての導入年度は未定です。詳細が分かり次第、改めてご連絡させていただきます。